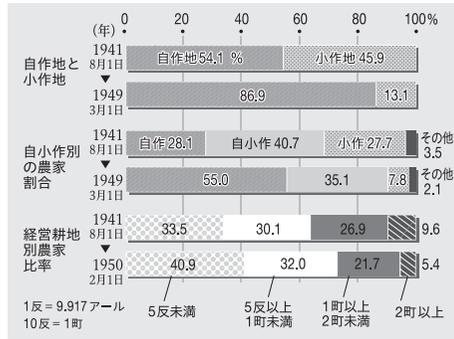


農地改革表

解説 沼尻 晃伸



農地改革表は、『詳説日本史』(日探705) p.328に掲載されていて、戦時期から戦後改革期にかけての変化を示した「自作地と小作地」(以下、グラフ①)、「自小作別の農家割合」(以下、グラフ②)、「経営耕地別農家比率」(以下、グラフ③)よりなる。なぜ、農地改革を理解するうえで、この3つのグラフが必要となるのか。以下、各グラフから読み取れる基本的事実を概説したうえで、農地改革を時間軸(戦時期との関係)と空間軸(都市部や山間部などとの関係)に位置づけて理解することを試みたい。

自小作農家の意味

グラフ①で、自作地と小作地の割合をみると、戦後において自作地の割合が86.9%まで高まっており、農地改革の意義を読み取ることができる。これに対してグラフ②をみると、農地改革後において自作農家の割合は上昇したが55.0%にとどまり、小作農家の割合は減少したものの、自小作農家は35.1%存在する。これはなぜであろうか。

その主たる理由が、在村地主における保有地の存在である。『詳説日本史』p.328の本文に「在村地主の貸付地のうち一定面積(都府県平均1町歩、北海道では4町歩)をこえる分」を国が強制的に買い上げると記してあるが、この「一定面積」が、在

村地主に認められた保有地であった。すなわち、在村地主の場合は、一定面積以内の小作地(=地主保有地)を戦後も所有することが可能であった。農地改革後に自小作農家が一定の割合で存在しているのは、この理由によるところが大きい。

ただし、小作地の意味は、戦前とは大きく異なった。戦前の小作料は現物納で、小作料率(収穫高に対する小作料の比率)は50%をこえる場合もみられた。これに対して農地改革後の小作料は金納と定められ、1950年代後半における小作料率は平均5~6%で戦前の水準から格段に低下し耕作権も強化された(暉峻衆三編『日本の農業150年——1850~2000年』〈有斐閣、2003年〉p.132)。小作地の性格自体も、農地改革後に大きく変化したのである。農地改革により地主制が解体され、自作農を中心とする農村が形成されたことが理解できよう。

経営規模のもつ意味

グラフ③は、経営耕地別にその変化を示したものである。グラフ①②のような大きな変化はみられないが、経営耕地面積1町未満層の割合が増加傾向にあることがわかる。これは、家族を主たる担い手とした零細経営が農地改革後も解消されず、むしろその傾向を強めたことを意味している。農

地改革は自作農の創出という意味では画期的な政策であったが、零細経営自体は維持存続されたのである。農地改革によって自作地と自作農家が増えたというだけでなく、グラフ③から耕地面積1町歩未満の零細経営が増加した点を読み取ることも重要である(なお、近年の日本農業史における農地改革に関する研究動向については、齋藤邦明「近現代日本農業史のなかの農地改革」〈『歴史評論』868号、2022年〉が参考になる)。

戦時期の変化

農地改革表は、1941年と1949年・1950年を比較しているが、この約10年間の変化を、すべて敗戦後の農地改革との関連で理解してよいのか。確かに農地改革(なかでも、GHQの勧告によって実施された第2次農地改革)は、地主制の解体にとって決定的に重要な意味をもった。しかし、戦時期に国策(=食糧増産)に則って、土地改革が進められた地域も存在した。

政府は、1939年に小作料統制令を公布するとともに、1940年代に入り米の供出制度を開始した。1941年産米から、食糧生産を担う生産者に対して補給金を設定することで、生産農民からの買入米価を地主から小作米を買い上げる際の米価よりも高く設定した。この結果、事実上、小作料率は太平洋戦争期に低下することになった。

自作農創設に関する政策も強化された。これは、政府が低利資金を貸与することで小作農民が地主から小作地を購入することを政策的に支援するもので、小作争議が多発した1920年代から実施されていた。戦時期に入って、食糧増産という目的が付与され、太平洋戦争期には全小作地の半分以上にあたる面積の自作化が計画された。実際には、政府が地主から土地を強制的に買取するなどの方策はとられなかったため、自作化は計画通りに進まなかったが、小作農民が地主を説得し地主からの土地買取に成功した事例も存在した(詳しくは、

西田美昭『近代日本農民運動史研究』〈東京大学出版会、1997年〉第4章を参照)。戦時下の国策への協力を盾にとった農民の動きをともなって、戦時期から自作農化が進展する事例があった点を念頭におくと、農地改革表が対象とする1940年代の10年間の変化に関する理解が、より深まるといえよう。

「農地」とは何か

ところで、農地改革が対象とした「農地」とは何か。このことは、同時代において極めて大きな問題となっていた。戦後改革が対象とした土地改革とは、農地改革であって、宅地や山林は基本的には対象とならなかった。しかし、空間的にみれば、都市近郊では都市化に対応した土地区画整理が戦間期から戦時期にかけて進み、敗戦後は戦災復興のための土地区画整理が各地で実施された。都市部の農地は、農林行政と都市計画行政の双方にまたがる存在となっていたのである。そのため都市計画区域内の農地を、農地とみなして農地改革の対象とすべきか、あるいは宅地とみなして農地改革にもとづく農地買取・売渡をおこなわずに土地区画整理を実施すべきかで、意見がわかれた。小作農民は農地とみなすことを要求し、地主は宅地とみなすことを要求したため、その利害が真っ向から対立したのである(沼尻晃伸『村落からみた市街地形成——人と土地・水の関係史 尼崎1925-73年』〈日本経済評論社、2015年〉は、尼崎市を事例にこのことを追究した)。農地改革の対象地をめぐる問題は、都市部だけでなく、山間部においても生じていた。

このように、農地改革の対象地をどのように規定するかは、その実施過程で大きな争点となっていた。農地改革は、地主制を解体しただけでなく、都市部における都市計画や山間部の土地利用に対しても影響を与えていた点に留意することが必要である。(ぬまじり・あきのぶ/立教大学文学部教授)